

平成 18 年 8 月 25 日

お客様各位

三重県松阪市京町 510 番地
株式会社 第三銀行

お客様情報の含まれるパソコン等の紛失について

今般、株式会社第三銀行（本店 三重県松阪市、頭取 谷川 憲三）におきまして、お客様の情報が入ったパソコン等の紛失が発生いたしましたので、下記のとおりご報告するとともに、深くお詫び申し上げます。

記

1. 経緯

8月18日（金）当行の本部職員が帰宅途中、自宅のある四日市市内において、業務に使用するパソコン、USB メモリー等が入った私用鞆を紛失いたしました。

2. 鞆に入っていた紛失物

パソコン

業務に使用するため銀行が貸与しているもので、立ち上げ時およびデータ読み込み時にそれぞれパスワードが必要で第三者の利用は出来ない仕組みになっています。

USB メモリー

パソコン内のデータを取り込み部門間で授受する際に使用するもので、セキュリティーソフトにより USB メモリー内にセキュリティー領域を設定することで読み取りにはパスワードが必要となり第三者の利用は出来ない仕組みになっています。

行内文書

行内で使用する管理上の文書を印刷したものです。

3. 情報の内容

紛失物にはお客様の情報（**個人のお客様 3 4 2 先**：**法人のお客様 3 4 先**）が含まれておりました。

その内訳は以下のとおりであります。

USB メモリー内のデータ

- ・松阪市内の営業店の融資先管理データ

個人情報 3 4 2 先、法人情報 3 3 先（当行の融資先管理上の情報で氏名又は社名、科目、金額等が含まれ、住所、生年月日、電話番号および預金口座番号等の情報は含まれておりません）また、データ自体には銀行名、支店名の特定はされておられません。

パソコン内のデータ

- ・個人情報 9 先、法人情報 3 先（氏名又は社名、取引先番号、科目、金額等）

これらは USB メモリー内のデータの対象先と同一のお客様です。

- ・法人情報 1 先（社名、普通預金口座番号、金額）

なお、パソコン内のデータおよび USB メモリー内のデータについては、暗証番号によるセキュリティーが施されており、データの読み取りはできません。従ってこれらの情報の不正使用による被害の可能性は極めて小さいと考えております。

行内文書

- ・パソコン内のデータを紙ベースに出力したものの一部
個人情報 9 先、法人情報 3 先（氏名又は社名、取引先番号、科目、金額等）
- ・手書きで作成された行内文書
個人情報 2 先、法人情報 1 先（氏名又は社名、取引先番号、科目、残高、最終返済日、延滞回数等）これらは USB メモリー内の対象先と同一のお客様です。

4 . 今後の対応および再発防止策

該当するお客様に対しましては、ご通知を発送するなどしてお詫びいたしております。

このような事態を招きましたことは、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

当行では、これまでも情報管理の重要性について職員に徹底してまいりましたが、今回このような事態が発生したことを重く、真摯に受け止め、再発防止に向けて、更なるお客様情報の管理強化、信頼回復に努めてまいります。

また、引き続きセキュリティ対策を充実し、不正利用の出来ない体制を確保してまいります。

5 . 本件に対する照会窓口

お客様専用のお問い合わせ窓口を設置いたしました。

本店お客様サービス室

電話番号：0 1 2 0 - 3 1 3 - 1 4 0（フリーダイヤル）

受付時間：8月25日（金）～8月27日（日）午前9時～午後5時

8月28日（月）以降：月～金 午前9時～午後5時（祝日は除く）

本件に関するお問合せ先

担 当 総合企画部 広報課 尾崎 0598-25-0363